

本署797課長

×印 本日 3:30

15

外務大臣官房総務課・丸岡様⇄厚生省保健医療局企画課・阿比留

平成6年11月11日

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案について（回答）

標記に関する11月11日付け貴省質問については、下記のとおり回答しますので、再質問がある場合は、本日16時までに回答願います。

記

1(1) 申請者の申請の便宜を図るとともに、従来の事務の取扱いを勘案し、従来どおりとしたもの。

(2) できない。

(3) できる。

2 できない。支給は、居住地の都道府県知事より行われる。

3(1) 御指摘のとおり。当方の間違い。

(2) 国籍要件は問わないが、国内に居住ないし所在していることは要件となる。

(3) 調整中。

(4) 申請先としては、都道府県知事に委任することを考えている。支給者は国。

遺族である被爆者の居住地の都道府県知事に対して、被爆者健康手帳、戸籍謄本その他支給要件に該当することについて確認できる書類を添えて行うことを想定。

国外からの申請者には、支給されない。

4及び5

原子爆弾死没者慰霊等施設の設置、原爆死没者慰霊式等の開催に対する補助、広島市及び長崎市以外の者によって行われる原爆慰霊等事業に対する助成等。

6 関係ない。

3
Iや

系
人
2